

令和6年2月13日

### 船員法等関係法令違反船舶所有者の公表について

国土交通省では、船員の労働条件、労働環境の適正な整備並びに船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等の関係法令に違反した船舶所有者の公表基準を設定し、災害等の防止や注意喚起、法令の遵守及び航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的とし、四半期ごとに公表を行っております。

令和5年度第3／四半期において、九州運輸局管内で、船員法等の違反に関する累計ポイントが一定以上に達した船舶所有者について、別紙のとおり九州運輸局のホームページへ掲載し、公表を行います。

1. 公表期間 : 令和6年2月13日(火)から6ヶ月間
2. 公表内容 : 別紙のとおり

#### ◎公表の対象となる船舶所有者

- ・船員法第101条第1項に基づく「是正命令」に従わない船舶の船員法上の船舶所有者
- ・船員法等に違反し、累積ポイント（ポイント継続期間は最長2年間）が、120ポイント以上となった船舶あるいは事業場の船員法上の船舶所有者
- ・その他、公表が必要と認められる船員法上の船舶所有者

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当:戸田・山田

電話 092-472-3181



船員法等関係法令違反船舶所有者(令和5年度第3／四半期(令和5年10月～12月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあつては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行つ た主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
令和6年2月13日	五島(3号)	旅客船兼 作業船	宿輪 良雄 (法人番号：-)	長崎県 五島市	令和5年10月25日	甲板上での指揮や適切 な航海当直の実施等 に関する違反事実を確認 したため。	戒告処分 (船員法第10条、第 14条の4等)	九州 運輸局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。